

令和6年度 第1回杉並区地域自立支援協議会 次第

- 1 開会
- 2 区挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 要綱変更についてご報告
- 6 計画部会について
- 7 シンポジウムについて
- 8 今年度、協議会で取り上げる予定の課題や取組

～～～ 休憩 10分 ～～～

- 9 グループ討議
 - ① 地域生活支援拠点の評価方法
 - ② 子ども部会の立ち上げに向けて
 - ③ 強度行動障害のある知的障害の方の支援と地域移行
 - ④ 協議会における当事者意見の反映
- 10 その他(連絡事項等)
 - ・次回の日程（日時・場所未定）
 - ・その他

<配布資料>

- 資料1 第9期後期杉並区地域自立支援協議会委員名簿
- 資料2-1 杉並区地域自立支援協議会運営要綱
- 資料2-2 新旧対照表 杉並区地域自立支援協議会運営要綱
- 資料3 地域自立支援協議会計画部会について
- 資料4-1 参考 これまでの地域自立支援協議会シンポジウム
- 資料4-2 R5年度シンポジウムの取り組みについて
- 資料5-1 今年度、協議会で取り上げる予定の課題や取組
- 資料5-2 令和5年度 第4回杉並区地域自立支援協議会記録
- 資料6 第1回杉並区地域自立支援協議会本会グループ討議の内容
- 参考資料 杉並区地域自立支援協議会について

第9期後期 杉並区地域自立支援協議会委員名簿

令和6年4月現在

NO.		委員氏名	団体名等	部会	備考
1	◎★	高山 由美子	ルーテル学院大学		学識経験者
2		奴田原 直裕	こもれびカウンセリングルーム		障害当事者
3		齋藤 聡	アーツアンドクラフツ株式会社		
4		上田 久美子	すまいる高円寺		
5		田邊 大樹	都立中野特別支援学校(高等部)		教育関係者
6	新規	鈴木 督	都立永福学園肢体不自由教育(高等部)		教育関係者
7		西明 久恵	杉並区社会福祉協議会		権利擁護関係者
8		氷見 真敏	杉並区障害者雇用支援事業団		就労支援関係者
9		小林 哲	杉並育成園すだちの里すぎなみ		サービス事業所
10		中元 直樹	精神障害者地域生活支援すぎなみ会議(グループホームネスト)		
11		水谷 泰三	社会福祉法人いたるセンター(グループホーム)		
12		相田 里香	杉並区ケアマネジャー協議会		高齢分野
13		関根 麻里絵	地域包括支援センターケア24方南		
14		継 仁	杉並区医師会		保健医療関係者
15	○★	野瀬 千亜紀	すまいる荻窪	地域移行促進部会事務局	相談支援事業所 (すまいる)
16	★	藤巻 鉄士	すまいる高円寺		
17	★	阿久津 庄司	すまいる高井戸		特定相談支援事業所
18	★	修理 美加沙	やどり木	相談支援部会長	
19	★	早野 節子	相談支援事業所かすみ草	相談支援部会副部会長	
20	★	佐藤 陽子	いたる相談室	相談支援部会副部会長	
21	★	高橋 和哉	相談支援事業所ういる	高齢障害連携部会長	
22	新規	★ 北島 沙希	あおばケアセンター	地域移行促進部会長	一般相談支援事業所
23		河津 利恵子	障害者団体連合会		家族
24		池部 典子	障害者団体連合会		
25		池部 弘子	非営利活動法人 ももの会		余暇・地域

◎会長 ○副会長 ★幹事会メンバー

NO.		幹事氏名	役職
1		井上 純良	保健福祉部長
2	新規	矢花 伸二	保健福祉部障害者施策課長・障害児支援担当課長
3	新規	江川 志穂	保健福祉部障害者生活支援課長

NO.		事務局氏名	所属
1		白川 久美子	高齢者在宅支援課地域包括ケア推進係長
2	★	直井 誠	障害者生活支援課すぎのき生活園園長
3	新規	★ 石場 幸雄	障害者施策課こども発達センター所長
4	★	永沢 文子	障害者施策課障害者保健担当係長
5	新規	★ 田邊 信広	障害者施策課障害福祉サービス係長
6	★	ジグナー 弘美	障害者施策課基幹相談支援係長
7	新規	★ 村本 美名	障害者施策課基幹相談支援係
8	新規	★ 鶴岡 耕平	障害者施策課基幹相談支援係

杉並区地域自立支援協議会運営要綱

平成19年3月29日

杉並第88517号

改正 平成23年6月20日杉並第16188号 平成25年3月26日杉並第66476号
平成25年5月31日杉並第12512号 平成26年3月24日杉並第66342号
令和6年2月20日杉並第62038号

(趣旨)

第1条 この要綱は、杉並区地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号(以下「障害者総合支援法」という。))第89条の3第1項の規定に基づく協議会として、障害者の地域における自立生活を支えるため、相談支援事業を適切に実施するとともに、医療、保健、福祉、教育、就労等関係機関のネットワーク構築を推進するため、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 障害者の地域生活における支援体制の整備、評価、改善に関すること。
- (2) 地域の関係機関との連携に関すること。
- (3) 障害者が適切にサービス利用するための関係者による連絡調整会議の促進に関すること。
- (4) 障害福祉計画の策定及び評価に関すること。
- (5) その他障害者福祉の増進に関し必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 就労支援関係者
- (4) 権利擁護関係者
- (5) 障害当事者
- (6) 学識経験者
- (7) サービス事業者
- (8) 相談支援事業所の代表者
- (9) その他保健福祉部長が必要と認める者

(運営)

第4条 協議会は、保健福祉部長が開催する。

- 2 協議会の進行は、懇談内容ごとに適した者を選出する。
- 3 保健福祉部長は、必要があると認めるときは、前条に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会の開催)

第5条 保健福祉部長は、第2条各号に定める事項のうち、より具体的な意見交換を行う必要があると認めるときは、部会を開催することができる。

- 2 部会は、保健福祉部長が指名する者をもって構成する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、公開とする。

(守秘義務)

第7条 障害者総合支援法第89条の3第5項の規定に基づき、協議会の委員及び部会の構成員その他関係者は、正当な理由なしに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部障害者施策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成23年6月20日杉並第16188号)

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月26日杉並第66476号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月31日杉並第12512号)

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月24日杉並第66342号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月20日杉並第62038号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

新旧対照表

○杉並区地域自立支援協議会運営要綱

新	旧
<p>杉並区地域自立支援協議会運営要綱</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月29日 杉並第88517号</p>	<p>杉並区地域自立支援協議会運営要綱</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月29日 杉並第88517号</p>
<p>改正 平成23年6月20日杉並第16188号 平成25年5月31日杉並第12512号 令和6年〇月〇日杉並第62038号</p>	<p>改正 平成23年6月20日杉並第16188号 平成25年5月31日杉並第12512号</p>
<p>(略) (目的)</p>	<p>(略) (目的)</p>
<p>第2条 協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号(以下「障害者総合支援法」という。))第89条の3第1項の規定に基づく協議会として、障害者の地域における自立生活を支えるため、相談支援事業を適切に実施するとともに、医療、保健、福祉、教育、就労等関係機関のネットワーク構築を推進するため、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。</p> <p>(1) 障害者の地域生活における支援体制の整備、評価、改善に関すること。 (2) 地域の関係機関との連携 に関すること。 (3) 障害者が適切にサービス利用するための関係者による連絡調整会議 に関すること。 (4) 障害福祉計画の策定及び評価に関すること。 (5) その他障害者福祉の増進に関し必要な事項 (構成)</p>	<p>第2条 協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第89条の3第1項の規定に基づく協議会として、障害者の地域における自立生活を支えるため、相談支援事業を適切に実施するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関のネットワーク構築を推進するため、次の各号に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。</p> <p>(1) 相談支援事業の運営に関すること。 (2) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。 (3) 障害者が適切にサービス利用するための関係者による連絡調整会議(以下「個別支援会議」という。)の促進に関すること。 (4) その他障害者福祉の増進に必要なこと。 (構成)</p>
<p>第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 保健医療関係者 (2) 教育関係者 (3) 就労支援関係者 (4) 権利擁護関係者</p>	<p>第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 保健医療関係者 1人 (2) 教育関係者 3人以内 (3) 就労支援関係者 1人 (4) 権利擁護関係者 1人</p>

新	旧
<p>(5) 障害当事者 (6) 学識経験者 (7) サービス事業者 (8) 相談支援事業所の代表者 (9) その他保健福祉部長が必要と認める者 (運営)</p> <p>第4条 協議会は、保健福祉部長が開催する。 2 協議会の進行は、懇談内容ごとに適した者を選出する。 3 保健福祉部長は、必要があると認めるときは、<u>前条</u>に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。 (中略) (会議の公開)</p> <p>第6条 協議会は、公開とする。 (守秘義務)</p> <p>第7条 <u>障害者総合支援法第89条の3第5項の規定に基づき、協議会の委員及び部会の構成員その他関係者は、正当な理由なしに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u> (庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、保健福祉部障害者施策課において処理する。 (委任)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。 附 則 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。 <u>附 則(令和6年〇月〇日杉並第62038号)</u> この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(5) 障害当事者 <u>3人以内</u> (6) 学識経験者 <u>1人</u> (7) サービス事業者 <u>4人以内</u> (8) 相談支援事業所 <u>6人以内</u> (9) その他保健福祉部長が必要と認める者 (運営)</p> <p>第4条 協議会は、保健福祉部長が開催するものとする。 2 協議会の進行は、懇談内容ごとに適した者を選出する。 3 保健福祉部長は、必要があると認めるときは、<u>第3条</u>に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。 (中略) (会議の公開)</p> <p>第6条 協議会は、公開とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害者施策課において処理する。 (委任)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。 附 則 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。 <u>附 則(平成26年3月24日杉並第66342号)</u> この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p>

地域自立支援協議会計画部会について

区では、令和6年4月を始期とする杉並区保健福祉計画(障害者分野)杉並区障害者施策推進計画(以下、現計画)を策定した。現計画の期間中、施策の実績や経過の進捗を確認すること、あわせて令和9年4月を始期とする次計画の策定準備を目的として、地域自立支援協議会のもとに計画部会を設置する。

については、以下のとおり設置予定の計画部会委員として地域自立支援協議会より委員の選出を依頼したい。

1 選出委員区分

- 学識経験者(1名程度)
- 障害当事者(1名程度)
- 教育関係者(1名程度)
- 就労支援関係者(1名程度)
- サービス事業所(2名程度)
- 相談支援事業所(2名程度)

※構成委員は裏面『令和6年度 地域自立支援協議会計画部会構成』のとおりに

2 任期

令和9年3月31日まで(3年間)

3 令和6年度の主な内容(仮)

- ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果について
- ・令和7年度地域生活に関する調査(基礎調査)に係る検討 等

4 その他

選出元である会議体の委員から辞任したことによる欠員は、再度選出依頼をすることで補充する。

<問合せ先>

障害者施策課管理係 佐藤・稲嶺
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1
電話 03(3312)2111 内線
1142・1144

FAX 03(3312)8808

令和6年度 地域自立支援協議会計画部会構成

No.	委員区分	選出依頼先
1	学識経験者	杉並区地域自立支援協議会
2	障害当事者	
3	教育関係者	
4	就労支援関係者	
5	サービス事業所	
6		
7	相談支援事業所	
8		
9	社会福祉団体	杉並区障害者権利擁護・共生社会推進連絡会
10	障害者団体	
11		
12		
13		
14		
15		

事務局 障害者施策課管理係

	基調講演等	パネルディスカッション
平成 23 年度	障害者総合福祉法の動向と今後の障害者福祉の 展望 明治学院大学教授 茨木尚子 氏	「地域における障害者の自立生活を考える」 地域で生活する精神障害の当事者とその支援者、グルー プホームで生活する知的障害の当事者とその支援者に登 壇してもらった。
平成 24 年度	新しい相談支援の仕組みと自立支援協議会 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域移行・障害児支援 相談支援専門官 遅塚 昭彦 氏	「地域における障害者の自立生活を考える」 地域で生活する身体障害の当事者の方と支援者に登壇し てもらった。
平成 25 年度	医療的ケアの変遷と今後の展望～重度障害者の 地域生活をささえていくために 特定非営利活動法人地域ケアサポート研究所理 事長 飯野 順子 氏	「医療的サポートが必要な障害者の地域生活を考える」 地域で生活する、医療的ケアが必要な障害当事者とその支 援者に登壇してもらった。フロアからも意見をいただい た。
平成 26 年度	「障害者権利条約と合理的配慮」 DPI(障害者インターナショナル) 日本会議事務局長 佐藤 聡 氏	「地域における障害者の就労と自立生活について考える」 地域で生活しながら就労をしている知的、精神障害に当事 者の方とその支援者に登壇してもらった。フロアからも意 見をいただいた。
平成 27 年度	基調講演は実施しなかった	「地域における障害者の自立生活を考える」 知的障害、高次脳機能障害の当事者とその支援者に登壇 していただき、日々の暮らしと当事者活動への参加につい て話をしてもらった。
平成 28 年度	「障害者差別解消法」が施行されたことの意味 ～障がい者の権利を実現すること～ ルーテル学院大学総合人間学部 教授 高山 由美子 氏	「地域における障害者の自立生活を考える」 身体障害、知的障害、精神障害の当事者とその支援者に登 壇していただき、障害者に対する差別・合理的配慮をテー マに、日々の暮らしや当事者活動の中で感じることに ついて話をしてもらった。
平成 29 年度	杉並区地域自立支援協議会 ～10年の歩みとこれから～ ルーテル学院大学総合人間学部 教授 高山 由美子 氏	「地域における障害者の自立生活を考える」 精神障害、知的障害の当事者とその支援者に登壇してい ただき、障害者の地域移行をテーマに、日々の暮らしや当 事者活動の中で感じることに ついて話をしてもらった。
平成 30 年度	杉並区地域自立支援協議会の取り組み報告等 ルーテル学院大学総合人間学部 教授 高山 由美子 氏 他	「地域における障害者の自立生活を考える」 身体障害、知的障害の当事者とその支援者に登壇してい ただき、地域で働き、地域で暮らすをテーマに日々の暮ら しや就労している中で感じることに ついて話をしてもらった。
令和 1 年度	杉並区地域自立支援協議会の取り組み報告等 ルーテル学院大学総合人間学部 教授 高山 由美子 氏 他	「地域における障害者の自立生活を考える」 サブテーマ：自分らしく生きる。一人暮らしをしている精神 障害、知的障害の当事者とその支援者に登壇して頂き、 日々の暮らしについて話をしてもらった。

	基調講演等	パネルディスカッション
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウィルス蔓延によりシンポジウム形式での実施はなし。協議会についてのパネル展示。 ・本会、部会のこれまでの取り組みをそれぞれまとめ、区役所 2 階展示スペースにてパネル展示。 	
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウィルス蔓延によりシンポジウム形式での実施はなし。動画配信・ケーブルテレビにて放映。区公式番組「すぎなみスタイル(障害のある人に聞いたコロナ禍でできるようになったこと)」として配信。障害当事者にコロナ禍だけできるようになったことや良かったことなどをインタビューし、ポジティブな地域生活の一面を紹介する内容。 	
令和 4 年度	<p>杉並区地域自立支援協議会の取り組み報告等</p> <p>ルーテル学院大学総合人間学部</p> <p>教授 高山 由美子 氏 他</p>	<p>「知ってほしい、地域でくらす私たちのこと！」</p> <p>自立支援協議会当事者及び家族委員 4 名にご登壇して頂き、地域での暮らしについて、話をしてもらった。</p>
令和 5 年度	<p>「それなら私もできるかも」<身近なところで障害者を支える></p> <p>杉並区手をつなぐ育成会いこる様、当事者の皆さん計6名</p> <p>当事者が地域で生活する上で配慮が必要となる場面をいくつかピックアップ。寸劇やインタビュー、パネルディスカッションなど様々な方法で、当事者の気持ちや地域の人々の行動を紹介し、区民に「それなら私もできるかも」と思ってもらえる機会とした。また場内展示や作業所による物品販売も初めて行った。</p>	

(参考) R5 年度シンポジウムの取り組みについて

日程について

開催日時を障害者週間事業に合わせて設定した。【令和5年12月2日(土)】

内容について

メインテーマ「それなら私もできるかも」<身近なところで障害者を支える>

R4年度以前は講義+パネルディスカッション方式を主に開催をしていた。R5年度は形を変え、より区民に分かりやすい内容とし、寸劇やインタビュー、パネルディスカッションなど様々な方法で、実例を基に、知的障害、身体障害、精神障害それぞれの当事者の声を皆さんに届けた。

① 知的障害 寸劇やイラスト→解説と当事者の話

・キャラバン隊いこるが、日常の場面(レストラン、電車の中、バス停)を取り上げ、寸劇を披露。また、周りの方と言葉が通じ合えないことを表現した「ミニオン星」の劇も行う。寸劇等の後は簡単な解説を設け、実際の当事者に登壇してもらい、生の声も伝えていただいた。

・また当事者へのインタビューにより、日常生活の中の楽しみなどをお話しいただいた。

② 身体障害 寸劇やパワーポイントによる説明

白杖の説明を行った後、バス停、レストラン、スーパーの場面の寸劇を実施。

その後当事者から、一概に「こうしたらよい」という対応が決まっているわけではない。健全者と障害者という関係ではなく、人と人の対話として対応してほしいという説明を行った。

③ 精神障害 ミニパネルディスカッション

当事者より、その時その時でしてほしいことは違う。今日のテーマは「それなら私もできるかも」だが、自分のしてほしいこと、してほしくないことをきちんと発信するのは、当事者側の「それならできる」ことかな、と思うなどと話がある。

<今年度、協議会で取り上げる予定の課題や取組>

- 地域生活支援拠点の内容、評価
→区における拠点の在り方(面的整備)を含め、評価・検証の実施。
- 医ケア児部会⇒子ども部会の発足
- 強度行動障害のある方のニーズ把握、新たな取り組み等の検討⇔報告
→新たな形でのSV研修を実施予定。本会に報告しながら進める。
- 知的障害のある施設入所者の地域移行の取り組み検討⇔報告
→上記、個別事例からの地域課題の抽出と重ね合わせて進めていきたい。
- 委員以外の当事者の意見の反映
→すまいる中心にピア活動員から事前に当事者の意見を吸い上げていく。
- 個別事例から地域課題の抽出
→本会でどのように扱っていくか検討が必要。
- 虐待予防につながる良い取り組み集の作成、関係機関への配布
→現在20余例ほどあがっている。

会議名称	令和5年度 第4回杉並区地域自立支援協議会 記録
日時	令和6年3月6日(木)午前9時30分～正午
場所	杉並区役所中棟6階 第5・6会議室
<p><出席委員>(名簿順) ◎高山由美子委員、奴田原直裕委員、上田久美子委員、田邊大樹委員、西明久恵委員、氷見真敏委員、小林哲委員、中元直樹委員、水谷泰三委員、相田里香委員、関根麻里絵委員、継仁委員、○野瀬千亜紀委員、藤巻鉄士委員、阿久津庄司委員、修理美加沙委員、早野節子委員、佐藤陽子委員、高橋和哉委員、鈴木亮介委員、河津利恵子委員、池部典子委員、池部弘子委員</p> <p><欠席委員> 齋藤聡委員、宮崎卓矢委員 (◎会長 ○副会長)</p> <p><傍聴> 3名</p> <p><幹事> 保健福祉部長:井上純良 障害者施策課長:山田恵理子 障害者生活支援課長:眞鍋稔晴</p> <p><事務局> 障害者施策課:ジングナー弘美、永沢文子、山本佳子、太田有子、星野健 障害者生活支援課:直井誠、高齢者在宅支援課:白川久美子</p>	
<p><次第></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 部長挨拶 3 会長挨拶 4 高橋委員より「震災時の視覚障害者支援」報告 5 各部会の取り組み報告 6 シンポジウム実施報告 7 幹事会の報告 8 地域生活支援拠点の現状について報告 9 杉並区障害者施策推進計画及び計画部会について 10 次年度以降の地域自立支援協議会の運営について 11 意見交換 ～今回の報告を受けて／今年度の取り組みについて～ 12 その他(連絡事項等) ・次回の日程(日時・場所未定) ・その他 <p><配布資料></p> <p>資料1 震災時の視覚障害者支援 資料2 令和5年度地域自立支援協議会部会活動報告と今後の予定について 資料3-1 令和5年度杉並区地域自立支援協議会シンポジウム参加者アンケート集計結果 資料3-2 令和5年度杉並区地域自立支援協議会シンポジウム実行委員意見まとめ 資料4 令和5年度第3回杉並区地域自立支援協議会で出された意見と課題整理 資料5-1 令和5年度地域生活支援拠点 活動報告(トピックス) 資料5-2 知的障害者の地域移行に向けた新たな取組みの検討アンケート【回答結果／抜粋】 資料6-1 杉並区障害者施策推進計画(案)に対する区民等の意見概要と区の方針について 資料6-2 杉並区障害者施策推進計画《地域自立支援協議会関連項目抜粋》 冊子 杉並区障害者施策推進計画</p>	

<内容>

1 開会

2 部長挨拶

保健福祉部長の井上でございます。日頃より、障害福祉の向上にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。今年の元日には、能登半島での地震による被害があり、多くの方が避難生活を続けています。杉並区では、東日本大震災の際に七尾市とともに南相馬市を支援した繋がりがあり、今回、七尾市に支援物資をお届けしました。さらに、1月下旬に金沢市の避難所へ保健師等の職員を6名派遣し、健康管理を支援しました。今回の経験をもとに杉並区では今後も災害対策を進めてまいります。

さて、現在、令和6年度第1回区議会定例会が行われております。障害福祉の分野で杉並区障害者施策推進計画が策定され、区議会の保健福祉委員会で報告いたしました。自立支援協議会や計画部会の皆様にご協力いただいたこと、改めて感謝申し上げます。本計画をもとに重度障害者の通所施設整備や住まいの確保、地域生活支援拠点の整備、障害理解と意思疎通支援の推進、福祉人材の育成支援など取り組んでまいります。計画は今後も皆様の意見を取り入れて、改善や推進を図っていきます。

令和5年度の自立支援協議会の活動は本日で終了しますが、来年度も引き続きのご協力をお願いいたします。(保健福祉部長 井上)

3 会長挨拶

年度末のお忙しい中、第4回自立支援協議会に参加いただきありがとうございます。今年度は各部会の活動やシンポジウムの実施、計画策定など皆様に大変ご尽力いただきました。本日が今年度最後の協議会ですが、議事が盛りだくさんです。今年度続けてきましたグループでの意見交換も良い取組だということで、本日もその時間を確保したいと思います。どうぞよろしく申し上げます。(高山会長)

4 高橋委員より「震災時の視覚障害者支援」報告

⇒高橋委員より資料1を説明。

高橋と申します。本日は視覚障害者の震災時の支援についてお話しします。阪神淡路大震災では視覚障害者の支援が不十分で、神戸市が身体障害の方のリストを開示しましたが、ボランティアが不足して活用できなかったとのことです。東日本大震災は日本盲人福祉委員会という視覚障害者の団体が対応し、自治体からの手帳の情報をもとに支援活動を行いました。熊本地震では日盲委が組織化され、手帳の情報や当事者団体の会員の名簿、点字図書館の名簿などをもとに支援活動を行いました。音声時計や音声血圧計、ラジオなどを持って回り、日盲委の連絡先を情報提供しました。

今回能登半島の地震では当事者団体が支援を断ったため、日本眼科医会のもとで活動しました。自治体からの個人情報の提供もなかったため、避難所を次々に回って支援を行いました。

震災時の支援では、個人情報が必要になります。相談支援事業所では、個人情報の利用同意書を取っており、震災時に必要であれば情報提供できることになっています。平時から自治体と相談支援事業所が連携することで区内の視覚障害者の安否確認や生活支援に繋がっていくと思います。(高橋委員)

⇒質問

- なぜ当事者団体から支援要請がなかったのでしょうか。(中元委員)
- 当事者団体の会長は、会員の中で安否確認が取れた400人は大丈夫とのことで渋滞等を理由に支援を断りましたが、その400人は視覚障害者全体の2割から3割に過ぎません。残り6割の視覚障害者に対する支援が必要だったと思いますが、自治体も当事者団体の意向を尊重したため情報が得られませんでした。(高橋委員)

貴重な報告ありがとうございました。情報や過去の取組を蓄積していくことの難しさを改めて感じました。今後も皆様からの情報を集約し、杉並の防災における障害者支援に役立てられるとよいと思います。(高山会長)

5 各部会の取り組み状況報告

⇒資料2を説明

<相談支援部会>

相談支援事業所やどり木の修理です。相談支援部会では、意思決定支援について広く理解を深めるた

めの活動を行いました。「意思決定支援について大切にしたいこと」の冊子を作成した当初は新型コロナウイルスの影響で直接現場に行くことが難しかったのですが、今年度は実際に施設を訪問して意見交換を行いました。第1回で行った冊子に関する意見交換をもとに第2回はグループホーム連絡会となのはな生活園へうかがい、意思決定支援についてお話ししました。第3回はすまいるのピアサポーターさんに意思決定支援の場面について体験談をうかがいました。

意思決定支援についての議論は広く深いため、終着点が見えづらいのですが、まずはシートの活用を広めていくことが必要だと考えています。PR活動を行いながら、今後は権利擁護や災害支援などの新たなテーマも検討していく予定です。(修理委員)

<地域移行促進部会>

あおばケアセンターの鈴木です。地域移行促進部会の報告です。今年度は居住と支援体制をテーマに取り組を進めてきました。第1回では委員へのアンケートをもとに協議し、取り組むテーマを決定しました。第2回では事例をもとに役立ったことと不足していることについてグループ討議を行い、情報可視化の手段としてパンフレットを作成することについて意見がありました。第3回では具体的な課題の検討や事務局作成のパンフレット案に関する意見交換を行いました。パンフレット作成や支援体制の強化について前向きな意見が多く寄せられ、来年度も取組を進めていく予定です。

今年度はアンケートやグループ討議を通じて意見交換が活発になり、多様な意見を得ることができました。(鈴木委員)

<高齢障害連携部会>

相談支援事業所ういるの高橋です。高齢障害連携部会の報告です。今年度のテーマは日中活動先の支援者を中心に高齢期の支援を考えることでした。5月に初めての会議を行い、その後8月にB型の施設チャレンジで介護保険と共生型サービスの説明を行いました。9月には区内の通所施設を対象にアンケート調査を実施し、10月の部会で結果を共有しました。11月にはステップアップ研修で部会の取組を説明し、研修参加者に移行前ケア会議や共生型サービスの説明を行いました。1月にはすぎなみ仕事ねっととの合同会議を開き、アンケート結果を元にグループワークを行いました。

来年度は親御さんや支援者にも情報提供を行っていく予定です。アンケート結果が活動の基盤となり、今年度の活動に活かすことができましたと思っています。(高橋委員)

<医療的ケア児支援検討部会>

障害者施策課障害者保健担当の永沢です。医療的ケア児支援検討部会の報告です。今年度は部会を2回開催しました。1回目では、児童館で医療的ケア児を受け入れた実践報告を行い、職員の研修や環境整備の取組などによってお子さんが飛躍的に成長したことが共有されました。2回目では、参加者からの要望もあり、防災対策がテーマとなりました。医療的ケア児の保護者から避難シミュレーションの体験談が共有され、災害時の対応としてケアマニュアルなどの議論が行われました。

部会は庁内の関係機関の会議と連携しながら活動しており、来年度も進めていく予定です。また、医療的ケア児支援検討部会がこども部会に発展するための準備も行う予定です。(事務局:永沢)

<計画部会>

後半で説明するため割愛。

⇒質問・意見

- 障害者団体連合会の河津です。団体の会員のお子さんにはグループホームに入っている方が多くいます。また、団体メンバーが居住支援協議会の委員として活動しています。居住と支援体制における地域移行は、知的障害や精神障害など、どのような方を対象にしているのか、また、グループホームから地域への移行をイメージしているのか、その辺りのイメージを知りたいです。また、高齢障害連携部会について共生型サービスの勉強会など積極的に取り組んでいるとのことですが、まだまだ行き先の選択肢が少ないと感じます。介護保険の事業者やデイサービスなどが障害者も受け入れられるように入力を広げることが必要だと思います。高齢障害連携部会では今回

- どのようなアンケートが行われ、どのような意見が多かったのかを知りたいです。(河津委員)
- 地域移行については、知的障害の方も精神障害の方も住居探しに関する問題があります。特に、身内や緊急連絡先が不足している場合、新しい住居を見つけることが難しいです。また、グループホームの情報にアクセスしづらい状況があるため、パンフレットを作成し、QR コードなどを載せて情報を可視化しようとしています。しかし、QR コードにアクセスできない方もおり、紙媒体も必要との意見があるため、検討を進めています。(鈴木委員)
 - 事務局より補足です。地域移行促進部会では、これまで主に精神障害の方に焦点を当ててきましたが、今後は知的障害の方の地域移行も取り上げ、入所施設からの移行を検討していただきたいと考えています。また、グループホームだけではなく一人暮らしへの地域移行についても地域移行促進部会での議論を進めていただきたいと思います。(事務局:ジグナー)
 - グループホームの急増によって情報格差が生じているため、特に空き状況や募集状況の一元化ができるとうよいと思います。情報の迅速な更新は難しいと思いますが、ウェブサイトや QR コード、紙媒体などの情報提供が重要だと思います。(河津委員)
 - 高齢障害連携部会では、主に区内 B 型の施設に焦点を当ててアンケートを行いました。これまで、B 型の施設が開設されてから時間が経っており、利用者の高齢化が進んでいることを把握していますが、具体的な状況は分かっていませんでした。アンケートの目的は、事業所での状況や問題や課題を把握することでした。その結果、大変な状況の中で利用者を支えている状況が分かりました。利用者の受入れ先について答えが出るか分かりませんが、支援者と共に検討していくことを部会で話し合いました。(高橋委員)
 - グループホームネストの中元です。先ほどの居住と支援体制に関する話題で、少し意見を述べさせていただきます。精神障害の場合、東京都には精神障害者のグループホーム連絡会があり、そこでは連絡会に加盟している事業所の空き状況が公開されています。事業所は空きが出た際や見込みがある場合に、ID とパスワードを用いて自ら情報を更新できます。この仕組みにより、リアルタイムで最新の情報が提供され、ホームページを作成してしまえば、手間をかけることなく利用者にとって非常に便利です。ご存知かとは思いますが、私も知的障害者のグループホームを探す機会があり、どこで情報を得れば良いか分からないという経験がありましたので、お話ししました。また、高齢障害連携部会の話題で、介護保険についての理解が十分でない支援者がいるというお話がありましたが、確かにそのような事例はあると思います。精神の事業所で合同職員会議などを開催していますが、そうした場で共生型サービスについての説明を受けたいと思うことがあり、高齢障害連携部会の方にお願ひできるのかうかがいたしたいと思います。(中元委員)
 - もちろん行きますので、よろしくお願ひいたします。(高橋委員)
 - 相談支援事業所かすみ草の早野です。B 型で働いている方が実際に共生型のデイサービスを見て、「これはいいな」と思わなかった経験があります。また、共生型に行くと工賃をもらえない上に、支払いが必要ということで経済的な負担が厳しいと言われてしまいました。B 型には定年がなく、70 歳でも通えるため、皆さんが受け入れてくれる姿勢はありがたいのですが、65 歳になる前に共生型を見学し体験する機会を提供することで、システムを理解してもらい、ご家族も納得してもらえるような機会を作ることが大切だと感じます。そうすれば、B 型では作業を黙々とこなさなければならない状況から、より自由で楽しく生活できる場所があるということを伝えていけると良いと思います。(早野委員)
 - 私どもの会員の方々も年齢が上がっており、共生型サービスについて大いに期待している方もいます。60 歳前後のお子さんを持つ親御さんは、これまで 20 年以上も同じデイサービスに通ってきたなかで週に 1 回でもデイサービスを利用できることを良いと感じています。これまでは、65 歳になると介護保険に移行するという情報しかなかったのですが、今では選択肢が増えてきたことで、期待している親御さんもいます。(河津委員)
 - 障害者生活支援課の眞鍋です。いろいろなご意見を聞かせていただき、ありがとうございます。共生型サービスに関しては、区として独自の補助制度を作り、開設促進に取り組んでいます。今年度から始まった取組であり、今回いただいたご意見を参考に、必要な事業を見直し、選択肢を広げることができれば、基本的にはネガティブな要素はないと考えています。この事業の意義や効果などをお伝えしていきたいと思っています。

また、障害福祉サービスの情報開示の充実についても、精神障害の団体からの実例など教えていただき非常に参考になりました。現在、来年度の予算案を審議しており、その中に障害福祉サービス等の情報提供の充実があり、障害者施策推進計画の中に位置付けた取組でもあります。来年度には、区の障害福祉サービスや障害児のサービス、区の独自のサービスを提供している事業者や空き状況を検索できる独自システムを開設する予算案を盛り込んでいますので、進捗状況を自立支援協議会の皆様に報告しながら取り組んでいきたいと考えています。空き情報の掲載や更新頻度などは事業者の皆様のご理解が不可欠です。区としては情報の充実にしっかり取り組んでいきたいと思っております。今後の展開にご期待いただければ幸いです。(障害者生活支援課長 眞鍋)

ありがとうございました。まだまだご意見があると思いますが、本日ご欠席の齋藤委員から事前にご意見をいただいているということで、事務局からご紹介いただけたらと思います。(高山会長)

齋藤委員に代わりまして事務局星野からお伝えします。「相談支援部会の取組についてですが、意思決定支援については言葉が難しいと広がらない気がするので、ぜひ分かりやすく伝えてほしいです」とのご意見を承っています。(事務局:星野)

6 シンポジウム実施報告

⇒資料3-1、3-2について説明。

事務局の太田です。資料3-1をご覧ください。令和5年度杉並区地域自立支援協議会シンポジウムは、12月2日(土)に区役所の第4会議室で開催されました。テーマは「それなら私もできるかも<身近なところで障害者を支える>」で、当事者の方や関係者の協力を得て、寸劇やミニパネルディスカッションなどが行われました。今年度の来場者は55名で、昨年度は53名でしたが、関心のある個人の方の参加が多くありました。アンケートの意見は、当事者のお話を聞いたことなど、非常に好評でした。

資料3-2では、シンポジウム実行委員会の意見がまとめられています。次年度に向けた計画として、さらに集客を狙ってセッションでふれあいフェスタと一緒に開催すること、開催時期を12月にすること、また、今回と同様に区民目線のテーマを大事にしながらブラッシュアップしていくことなど、皆様にご賛同いただければと思います。では、実行委員のメンバーから一言コメントをいただければと思います。(事務局:太田)

- すまいる高円寺の藤巻です。今回のシンポジウムに関して率直な感想を述べると、上手くいったと感じています。特に統一されたテーマ、「それなら私もできるかも」というキャッチフレーズが明確で、誰に何を伝えたいのかが明確に定められたことが、一番の肝だったと考えています。準備する側も内容をわかりやすく伝える方法として、寸劇などイメージしやすくなりました。また、当事者からの発表に関して、各すまいるからの参加が活発であったことが良かったと感じています。ピア活動が今回のような区民向け発信の場に繋がったことは大きな意義があります。今後も生の障害当事者の声を区民に伝える機会を増やしていきたいと思っておりますし、それがシンポジウムと連携していけば、より良い機会になると感じました。(藤巻委員)
- 実行委員メンバーの河津です。藤巻委員のおっしゃる通り、今回は大きなミスがなく、手応えを感じることができました。ただ、もう少し多くの人を呼び込めるような場所であれば、さらに良かったと感じます。寸劇を担当してくださった育成会のいこるさんには急にお願いしたにも関わらず協力していただき、これまでの内容をベースに新しいアイデアが生まれ、活気が生まれたと思います。当事者の方々も活気に溢れており、車椅子の木津さんが参加されたことで、会場の雰囲気が一層良いものになりました。私たちとしてはもう少し時間があればと思う部分もありましたが、来場された皆さんにとってはテンポが速く、飽きさせない良い内容だったと思います。(河津委員)
- いたる相談室の佐藤と申します。今年初めて企画から参加させていただきました。主な目的は、一般の方と障害者との関係のハードルを低くすることだったと思います。障害者支援と言うと難しいイメージもありますが、障害者の声出しに対して優しい目で見守ることや、車椅子の方が棚の上の物を取りたい時に少しお手伝いすることなどが共有されました。また、障害のある方が助けられるだけでなく、自らも誰かを助けたいという思いも共有されました。当事者の方々の発表は素晴らしく、彼らの思いが参加者によく伝わったと感じます。今後は内容を録画してYouTubeなどを通じ

て一般の方々に温かいメッセージを届けられると良いと思います。(佐藤委員)

7 幹事会の報告

⇒資料4について説明。

資料4は、自立支援協議会と幹事会の意見をまとめています。決まったことが主に2点あります。まず、虐待防止の取組に関して、23件の記録が集まりつつあり、今後はデータ収集に尽力する方向で幹事会にて話し合われました。次に、地域生活支援拠点に関する評価や取組について、さらなる意見交換と整理が必要であることが幹事会で検討されました。(事務局:星野)

8 地域生活支援拠点の現状について報告

⇒資料5-1、5-2について説明。

基幹相談支援センターのジングナーより、資料5-1の地域生活支援拠点の評価について説明いたします。先ほど、地域生活支援拠点の評価についての整理が必要であるというご意見について説明がありました。そこで、まずは今年度の現状について報告いたします。

まず、緊急時対応計画に関して、緊急時の支援が見込めない方の事前把握や登録、名簿管理を進めています。また、今年度は障害福祉サービス利用の有無にかかわらず、すまいるでも計画を作成できるようになりました。これにより、緊急対応計画作成を希望する全ての方に対応できるようになりました。作成状況は、令和5年度に21件の計画が作成され、そのうち3件がすまいるで作成されました。今後は、より実効性のある計画の作成数を増やし、地域資源の充実にも役立てるために、計画のあり方について検討を進める予定です。

また、緊急時の受入れ体制も拡充され、新たにマイルドハート高円寺と東京家庭学校光ホームが登録されました。すだちの里すぎなみの登録者数は7名となっております。短期入所や支援者派遣事業についても検討しています。さらに、入所施設からの地域移行に関するニーズの把握や専門性を高めるための人材養成に取り組んでおり、来年度もさらに充実させる予定です。以上が資料5-1の内容です。

それでは、資料5-2知的障害の方がご入所されている都内施設を対象としたアンケートの結果を報告いたします。(事務局:ジングナー)

基幹相談支援センターの本田と申します。知的障害者の地域移行の新たな取組の一環で、令和5年11月にアンケート調査を実施しました。知的障害者の施設入所者は全国で221名であり、そのうち「すだちの里」を除く都内施設入所者79名を調査の対象としました。施設・相談支援事業所へアンケートを送付し、158名の回答が予定されたうち122名の回答がありました。対象者の年齢・障害支援区分・入所年数についてはいずれも母数が122となっています。重複もあるため、参考程度にご覧ください。

設問5は、施設入所以外の生活の希望について尋ね、地域移行の「希望がある」は1名、「希望がない」が51名、「わからない」が70名となりました。「希望がない」「わからない」と回答した理由として「障害特性により本人の聞き取りが難しい」「家族が現在の生活を希望されている」「本人が現在の生活を希望されている」などの回答がありました。設問6では、支援者から見た地域移行の実現性について質問し、48件が「条件が整えば可能」と回答しましたが、63件が「障害特性から難しい」と回答しました。設問7では、地域移行支援に関する認知度を問う質問に対して、ほとんどの回答者が「知っている」と回答しました。設問8は地域移行に必要なものについて質問し、資料のとおり回答がありました。設問9は、自由記述で意見を募り、その中から抜粋した内容を載せています。「福祉業界の人材確保・人材育成」「施設職員の地域移行に関する状況の把握や知識の獲得」「本人や家族が気軽に見学・体験できる機会」「本人自ら選択できるような意思決定支援」「家族や地域の理解」「ハード面、人材確保を含めた重度知的障害や強度行動障害が地域で生活できる体制づくり」など、ご意見をいただきました。

この調査結果を参考に、杉並区の地域生活支援拠点として知的障害者の地域移行について具体化していきたいと考えています。検討プロセスについては、自立支援協議会本会でご議論いただきたく思います。今後、個別の具体的ニーズの把握も必要と思われるので、その点に関しても必要な検討を始めていきたいと考えております。アンケート結果へのご意見などもいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。(本田)

9 杉並区障害者施策推進計画及び計画部会について

⇒資料2及び資料6-1、6-2について説明。

障害者施策課の山本です。まずは、資料2について計画部会の委員の皆様、ありがとうございました。計画の策定に向けて、計画部会を4回開催し、本会でも冊子に対するご意見をいただきました。また、12月には区民の皆様からもパブリックコメントをいただき、合計17件、38項目のご意見が寄せられました。これらの意見については、区の考え方を資料6-1に示しております。

また、障害特性に合わせて読みやすくするため、ユニボイスの追加や概要版、分かりやすい版、点字版、テキスト版の作成などを進めています。

次に、次年度以降の計画部会の任期について説明いたします。1月の計画部会では、自立支援協議会の任期が2年であるのに対し、計画の期間は3年であることから、任期を3年に合わせることに関する議論がありました。この提案に対して、委員や幹事会からは概ね肯定的な意見が寄せられましたが、具体的な実施方法については意見が分かれています。資料2に示している計画期間の考え方については、グループ討議において皆様の意見を伺いたいと考えています。案1は令和6～8年度で計画策定までの一連のプロセスを一貫して行う形ですが、案3は令和5～7年度で、計画の評価と新たな計画の作成を異なる委員が行う形となっています。現在区としては案1と考えていますが、後ほどのグループ討議でご意見いただければと思います。

では、計画の中身についてです。資料6-2をご覧ください。計画は作成することが目的ではなく、それに合わせて実施していくことが重要です。国は自立支援協議会について期待や課題について言及しているため、計画の目標の中に自立支援協議会のこと位置付けています。是非この場での検討を大切にしてください。抜粋しています。国の成果目標の中で、自立支援協議会として取組方針や目標になっている項目は4つあります。また、地域移行の推進や、地域生活支援拠点の整備、強度行動障害等に対する支援体制の整備、相談支援体制の充実など、各項目に対する区の実行方針が示されています。

計画の中身を実現し、目標を達成するために、自立支援協議会の役割はとて大きくなっています。報告は以上ですが、今後の計画期間に関するご意見をお待ちしております。(事務局:山本)

10 次年度以降の地域自立支援協議会の運営について

次年度以降の自立支援協議会の運営について、ジングナーより説明・提案させていただきます。先ほどの障害者施策推進計画でも同様に、国の法改正において自立支援協議会が注目されています。特に地域生活支援拠点の整備や地域づくりの分野では、協議会の活用が重要視されています。これまで本会や各部会ではその時の課題に応じてテーマを設定し、議論を行ってきましたが、今後は部会と本会がより連動する形で地域生活支援拠点の整備をベースとして、一体感を持って協議会を進めることを提案します。

また、個人ではなくネットワークや当事者の代表として参加している委員の皆さんが協議いただいたことをそれぞれのネットワークに持ち帰り地域に広げられるか、次年度以降更に意識して進めていきたいと考えています。(事務局:ジングナー)

地域生活支援拠点の整備や障害者施策推進計画において、ますます協議会の役割が期待されていることが繰り返し強調されたことと思います。これは杉並区だけでなく、国全体の方針であり、拠点や計画のことを意識しつつ具体的に協議していくことが重要だと認識しています。

実際にはどのように進めていくかについては工夫が必要ですので、皆様からの確認や質問をお聞きしたいと思います。(高山会長)

⇒質問・意見

- すまいる荻窪の野瀬と申します。地域生活支援拠点における本会と部会の連携について、最近では障害の重症化や親の高齢化、親亡き後や制度の狭間など、さまざまな問題が浮上しています。これらの問題はすべての部会で共通しており、自然に協議されていると感じています。私は、本会と部会が地域生活支援拠点というサイクルで繋がっていると思います。(野瀬副会長)
- 高橋です。相談支援員として緊急時対応計画を策定していますが、地域生活支援拠点に関連して、緊急時対応コーディネーターについて知りたいです。具体的には、杉並区において、緊急対応コーディネーターはどのような方が担当しているのでしょうか。(高橋委員)

- 緊急時対応コーディネーターは、各すまいる3か所に1名ずつ、また基幹にも1名配置されており、緊急時対応計画の策定や地域生活支援拠点の体制づくりを行っています。ただし、この取組は1人だけで行われているのではなく、複数の担当者が連携して行っています。(事務局:ジングナー)
- 中元です。私はすぎなみ会議に所属しており、以前は、私自身がすぎなみ会議で定期的に報告していましたが、最近では報告をしていません。その理由としては、以前はメールで資料をいただけて、それを再度皆さんに送って共有していたのですが、資料が郵送されるようになってから、報告が難しくなりました。もし同じように感じる方がいらっしゃれば、再度資料をメールで送っていただけるとありがたいです。(中元委員)
- 今後はメールでも資料を送ります。また、記録のご確認の際には、資料を再度添付してお送りします。さらに、皆様からいただいた意見を再度集約する場も設け、地域の方々からより多くの意見をお聞きしたいと考えています。(事務局:ジングナー)
- 連合会の河津です。連合会の中で自立支援協議会のことも話題になりますが、15の団体のリーダーさんたちはそれぞれ視覚障害だったり、聴覚障害だったりと関心事が異なるため、ポイントを自分で整理して共有することが難しいです。事務局にこの作業をお願いするのは大変ですが、ポイントをまとめて伝えていただくと助かります。(河津委員)
- 現時点では、どこまで実現できるかは明言できませんが、特にこのネットワークの皆様には、この部分でのご意見を特にいただきたいということで印をつけるなど、工夫したいと思います。(事務局:ジングナー)
- すだちの里の小林です。地域生活支援拠点において、緊急案件に対応する際に、実際に現場で活動している人々が集まる会議があれば、運用方法について具体的な協議が行われるだろうと感じました。現場で起こっていることを共有することや、急な受入れに対するハードルを低くすることが重要だと思っています。先日、緊急時の対応ではなかったのですが、短期入所時にパニックを起こすかもしれないということで他の施設の職員が同行することで、職員のハードルが下がった経験がありました。夜間や日中の連携を強化し、現場レベルでの連携を促進する必要があります。人手不足が懸念される中、緊急対応を促進する仕組みは人手不足を加速させる恐れがあります。現場での繋がりを強化し、チームワークを醸成するための会議があれば良いと思います。(小林委員)

11 意見交換

今年度は毎回意見を交換し、参加者の意見を発表する形で進めてまいりましたが、本日は議題が多く、時間も制約されておりますので、発表は行いません。事務局の記録をもとに、今後の活動に活かしたいと考えております。意見交換のテーマについては、様々な内容があったと思います。シンポジウムについては、ブラッシュアップを行いつつも、昨年度同様のテーマで進めることを検討しております。また、会の運営や地域生活支援拠点との連動に関する提案、地域移行のアンケートの報告も行いました。皆様からの意見や今年度の活動に関するご意見をお待ちしておりますので、積極的な意見交換をお願いいたします。(事務局:ジングナー)

⇒各グループの内容については、別紙参照。

12 その他(連絡事項等)

ピンクのチラシについて説明します。共生型サービスの事業所は現在5施設ありますが、情報が分かりづらいというご意見をいただいているため、今回は家族を対象にワークショップを開催する予定です。自立支援協議会の皆様にも参加いただきたいと思います。その場合は、今週中に私山本か基幹相談支援センターのメールにご連絡いただければと思います。ご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。(事務局:山本)

本日は長時間にわたりまして、自立支援協議会へのご参加ありがとうございました。今年度最後ということでしたけれども、グループで討議いただいた意見は次年度に繋がると思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。(高山会長)

以上

第1回杉並区地域自立支援協議会本会 グループ討議の内容

下記の4つのテーマの中から一つ選んでご討議いただきます。

① 地域生活支援拠点の評価方法

※昨年度の本会でも討議したが、今年度は評価・検証をする必要がある。

→評価をするために必要な情報とは？どのような指標で評価をするのが良いか？

目指したい地域生活支援拠点とは？

② 子ども部会の立ち上げに向けて

※現在の「医療的ケア児検討部会」を、令和7年度(第10期)に「子ども部会」へ発展させる予定。

→「子ども部会」立ち上げを目指し、今年度、何をすべきか。構成メンバーは？話し合うべき内容は？現時点での障害児を取り巻く課題とは？

③ 強度行動障害のある知的障害の方の支援と地域移行

※強度行動障害のある方の支援について、今年度アンケート実施予定。

→強度行動障害のある方が地域で暮らし続けるためには何が必要か。地域の現状と課題は？アンケートではどのようなことを聞くべきか？

※昨年度、都内入所施設入所者の地域移行の可能性についてアンケート実施。今後、実際にモデルケースとして1件、地域移行に取り組む予定。

→都内・外の施設に入所される方の地域移行を進めるためには何が必要か。どのようなサービス、注意すべき期間やスキームは？注意すべき点は？

④ 協議会における当事者意見の反映

※現在、本会には3名、各部会には0～3名の当事者委員が参加しているが、今年度より、すまいるを中心に「ピア活動員」を育成、協議会前に予め議題について話し合い、当日発表してもらうなど、委員以外の方にも参画してもらう予定。

→より多くの当事者の方の意見を反映させるには、どのような取り組みが必要か？注意すべき点は？支援者の役割とは？

【協議会とは？】

法的根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(略称：障害者総合支援法)

(協議会の設置)

- **第八十九条の三** 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される**協議会を置くように努めなければならない。**
- **2** 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

【協議会の機能】

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 障発03238第8号 平成25年3月28日)

- ・ 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・ 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・ 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営等

【協議会の主な役割】

- ・ **相談支援体制**について、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、課題を共有し、関係機関の連携の緊密化をはかる役割が「協議会」である
- ・ **障害者施策推進計画**の推進状況を把握し、必要に応じて障害者施策推進計画に係る助言等を行う
- ・ **障害者虐待防止**において、その体制を整備し、関係機関でネットワークを構築、強化を図る

【地域自立支援協議会の機能】

情報機能

- ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・ 困難事例への対応のあり方の対する協議、調整

開発機能

- ・ 地域の社会資源の開発、改善

教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用

権利擁護機能

- ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する

評価機能

- ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価、サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業者の評価、市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

杉並区 地域自立支援協議会の体制

各委員が所属する
関係機関

※各委員が所属するネットワーク例
雇用支援ネットワーク会議・すぎなみ仕事ねっと・高次脳機能障害関係者連絡会・グループホーム世話人情報交換会・ヘルパー支援事例検討会・発達障害実務担当者会 etc

杉並区障害者
権利擁護・共生社会推進連絡会

協議会本会（年4回開催）
○課題共有・検討
○情報発信 等

議題・報告等 ↑ ↓ 意見等

幹事会
○課題整理
○本会意見整理 等

杉並区

専門部会
医ケア児部会

専門部会
計画部会

専門部会
地域移行促進部会

相談支援部会（常設）
○課題抽出
○課題整理

専門部会
高齢・障害連携部会

専門部会
○より深く議論が必要な時に立ち上げて課題を検討
○相談支援部会では議論が広げられない時

個別支援会議

個別支援会議

情報発信
委員出席・情報提供等

連携

委員参加・取組提案等
障害者施策推進計画への助言等

報告・課題提起等

報告・課題提起等
委員参加
取組提案・報告等

課題

【各部会について】

部会名	開催目的等
相談支援部会	相談支援を通じて、地域の課題を抽出し、課題を検討したり、課題解決に向けた取り組みを行う。 課題を解決するための地域のネットワークの構築を進める。 相談支援従事者の技量アップにつなげる。
地域移行促進部会	「地域移行促進」の課題を以下の4項目に分類し、取り組みを進める。 (1)住む場の条件を広げる。 (2)医療との連携を広げる。 (3)一人暮らしを支援する体制を広げる。(4)区民の理解を得る活動。
高齢・障害連携部会	高齢期に向けた柔軟な支援体制をつくる。 年齢を重ねても安心して暮らし続けられる地域づくり。
計画部会	障害者施策推進計画の推進状況を把握し、必要に応じて助言等を行う。
医療的ケア児支援検討部会	医療的ケア児及びその保護者の現状・課題等の意見交換。 杉並区医療的ケア児支援庁内連絡会と情報共有し連携することで、地域での切れ目のない支援体制を構築する。

【本会の取り組み】

第1期

(平成19,20年度)

- ・保健福祉計画改定に向けて、専門部会の報告と検討
- ・「あってよかった自立支援協議会にするためには」

第2期

(平成21,22年度)

- ・相談支援体制の整備、福祉と教育の連携、成年後見制度との連携など課題
- ・部会活動を通して、自立支援の課題が明らかに

第3期

(平成23,24年度)

- ・地域における課題(虐待防止、新しい相談支援体制について、教育と福祉の連携について)
- ・第三期障害福祉計画策定に当たり、議論した課題をまとめる

第4期

(平成25,26年度)

- ・障害者の就労支援における現状と課題
- ・障害福祉計画の進捗状況把握と検討、助言

第5期

(平成27,28年度)

- ・安心して暮らし続けられる地域づくり
- ・差別解消支援地域会議の設置

第6期

(平成29,30年度)

- ・障害福祉計画への意見反映強化
- ・高齢分野との連携強化
- ・働きサポート部会の新設

第7期
(令和元,2年度)

- 「意思決定支援」についての取り組みの共有、意見交換
- 高齢・障害連携部会の新設
- 新型コロナウイルスへの対応、各現場の現状と課題の共有
- 地域生活支援拠点の整備に向けて意見交換

第8期
(令和3,4年度)

- 計画部会、医療的ケア児支援検討部会の新設
- 働きかたサポート部会については第8期で終了
- 基幹相談支援センターの役割や業務について
- 医療的ケア児の課題検討
- 虐待防止にむけて検討

第9期
(令和5,6年度)

- 地域生活支援拠点の現状報告
- 杉並区障害者施策推進計画及び計画部会の任期について
- 虐待防止にむけての取り組み検討